CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議の開催について

（平成28年6月2日
内閣総理大臣決裁
令和3年3月15日
一部改正
令和4年2月2日
一部改正
令和4年8月25日
一部改正
令和5年9月12日
一部改正
令和6年11月19日
一部改正）

1　林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現することを目的に、CLT（直交集成板）の公共建築物、商業施設等への幅広く積極的な活用に向けて、関係省庁の緊密な連携を確保し、実効ある方策を検討するため、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2　連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長　内閣官房副長官（参）
副議長　内閣総理大臣が指名する内閣総理大臣補佐官
構成員　内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
警察庁長官官房長
こども家庭庁成育局長
総務省自治財政局長
法務省大臣官房長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
文部科学省高等教育局私学部長
厚生労働省医政局長
厚生労働省老健局長
林野庁長官
経済産業省商務情報政策局首席国際博覧会統括調整官
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
国土交通省住宅局長
環境省地球環境局長

3　連絡会議の庶務は、林野庁及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4　前三項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。